

令和7年 秋の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

期間

- 9月21日（日）～9月30日（火）の10日間
- 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（火）

スローガン

反射材 わたしとかがやく 夜の道



横浜市交通安全キャラクター
まもる

重点

- 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 二輪車の交通事故防止

◇◇◇令和6年中 時間帯別事故発生状況◇◇◇

		昼 間							夜 間							合 計
		6 時	8 時	10 時	12 時	14 時	16 時	18 時	20 時	22 時	24 時	0 時	2 時	4 時	6 時	
横 浜 市 内	発生件数（件）	648	993	799	873	858	1,075	5,246	919	451	249	132	88	178	2,017	7,263
	構成率（%）	8.9	13.7	11.0	12.0	11.8	14.8	72.2	12.7	62	3.4	1.8	12	25	27.8	100.0
神 奈 川 県 内	死者数（人）	3	3	4	3	3	2	18	5	2	5	1	4	5	22	40
	構成率（%）	7.5	7.5	10.0	7.5	7.5	5.0	45.0	12.5	5.0	12.5	2.5	10.0	12.5	55.0	100.0
	発生件数（件）	1,955	2,962	2,427	2,538	2,556	3,097	15,535	2,445	1,179	578	332	208	473	5,215	20,750
	構成率（%）	9.4	14.3	11.7	12.2	12.3	14.9	74.9	11.8	5.7	2.8	1.6	1.0	2.3	25.1	100.0
	死者数（人）	6	9	9	10	12	8	54	13	8	9	5	11	9	55	109
	構成率（%）	5.5	8.3	8.3	9.2	11.0	7.3	49.5	11.9	7.3	8.3	4.6	10.1	8.3	50.5	100.0

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図りこの運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 こどもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 こども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者などへの交通安全教室を積極的に推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会等交通安全団体

- 1 キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動を実施し、交通安全ひとえ運動やハンドルキーパー運動を推進します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 二輪車・自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自動車を運転する際、横断歩道等ではこどもや高齢者を始め歩行者等の優先を徹底しましょう。
- 2 夕暮れ時の交通事故防止のため、前照灯は早めに点灯しましょう。
- 3 酒類販売業者等と協力して、運転する人には酒類を絶対に提供しないよう、ハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょう。
- 4 自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 5 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない気運を高めましょう。



横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話 045 (671) 2323